

別表(第2条関係)

補助事業名	医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業
補助事業の目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供等を継続することが求められる、医療機関・薬局等が、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療等を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。
補助事業の対象となる者	医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所・施術所
補助事業の対象となる経費	新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用(従前から勤務している者及び通常の医療等の提供を行う者に係る人件費は除く)であって、別表に定める経費を対象とする。
補助率	定額
補助金の額	別表に定める基準額と対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。 上記により選定された額と総事業費から寄附金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ただし、補助金の額は、予算の範囲内とする。
適用除外する条項	第3条、第7条、第8条、第11条、第14条
その他の事項	(交付申請) ・本補助金の申請をしようとする者は、令和3年2月末日までに交付申請書様式(様式1)その他必要と認める書類を兵庫県国民健康保険団体連合会を通じて、兵庫県知事に提出するものとする。ただし、施術所については、直接、知事に提出するものとする。 (実績報告) ・補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第4条の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、実績報告書(様式4)その他必要と認める書類を事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。 (対象期間) ・この補助金の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月末日までとする。 (その他) ・この要綱のほか「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」(令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。)、 「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」(令和2年6月16日厚生労働省発医政0616第1号・厚生労働省発健0616第6号・厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知。)に定めるところによる。

別に定める事項

関係 条項	内 容
第 9 条 第 1 項	
第 19 条 第 1 項	<p>(処分制限期間)  「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」  (平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号) による。</p>

(別表)

(1) 区分	(2) 基準額	(3) 対象経費
病院	2,000,000円 + 50,000円 × 病床数	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、 需用費（消耗品費、印刷製本費、 材料費、光熱水費、燃料費、修繕 料、医薬材料費）、役務費（通信運 搬費、手数料、保険料）、委託料、 使用料及び賃借料、備品購入費
有床診療所 (医科・歯科)	2,000,000円	
無床診療所 (医科・歯科)	1,000,000円	
薬局・訪問看護ステーシ ョン・助産所・施術所	700,000円	

※病院（医科、歯科）、診療所（医科、歯科）は、保険医療機関に限る。

※薬局は、保険薬局に限る。

※訪問看護ステーションは、指定訪問看護事業所に限る。

※施術所は、柔道整復師法及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に  
基づき、保健所に届け出ている施術所のうち、申請日の直近1年以内に保険の対象となる施術  
を行った実績のある施術所に限る。